

である。この運転取扱心得を略して**運心**ともいわれている。

運転取扱心得は広範囲にわたる運転取扱のうち全国共通の事項について規定するもので、地方に特有の事項については鉄道管理局長に委任されている。この鉄道管理局長の細部指示を規定したものを**運転取扱心得細則**という。

運転取扱心得は関係各職を通じて総合的に個々の取扱方を定めた規程規定であるので、これを取扱者を中心として各職ごとにその職に関する取扱方のみを取りまとめて規定することが職責遂行上の指針として便利であるので、べつにつきの職に対して**職別運転取扱心得**が定められている。

編 名	適 用 職 名
駅 長	駅長・助役・予備助役・運転掛・駅務掛(特命)
運 転 掛	運転掛を兼務する者
信 号 掛	信号掛(信号機の取扱をする駅長・助役・予備助役・運転掛・駅務掛(特命)を含む)
信号掛担務者	信号掛の職務を担当する者
操 車 掛	操 車 掛
転 轍 手	転轍(てんでつ)手
連 結 手	連 結 手
予備構内手	予備構内手
踏 切 警 手	踏切警手
車 掌	助役・車掌
機 関 士	助役・機関士・電気機関士・気動車運転士
電 車 運 転 士	助役・電車運転士
機 関 助 士	機関助士・電気機関助士
電 車 運 転 助 士	電車運転助士
誘 導 掛	信号掛(機関区・電車区または気動車区所属の者)・誘導掛
客貨車検査掛	助役・客貨車検査掛・車両掛
線 路 分 区 長	線路分区長・機械軌道区の技術掛・線路工手長・軌道作業長・線路工手副長
工 事 士	工事士・工事工手長
配 電 分 区 長	技術掛(電力指令業務を担当する者)・配電分区長・電力分区長(電車線路の保守を担当する者)・電力工手長(電車線路の保守を担当する者)・電力工手副長(電車線路の保守を担当する者)
電 力 分 区 長	電力分区長(電車線路の保守を担当する者を除く)・電灯分区長・電力工手長(電車線路の保守を担当する者を除く)・電力工手副長(電車線路の保守を担当する者を除く)
電機掛(変電区)	助役・技術掛・電機掛(とくに指定された者)
通 信 分 区 長	通信分区長・通信工手長および通信工手副長
信 号 分 区 長	信号通信分区長・信号分区長および信号保安掛
線路分区長(信号保安)	線路分区長・線路工手長・線路工手副長および線路工手(以上信号保安施設の保守を担当する者)
雪かき車乗務員 トローリー指揮者	排雪列車の雪かき車に乗務する保線係員 上記以外の者でトローリー指揮者に指定さ

れた者

(三和達忠)

うんでんぼあん 運転保安 運転の安全を保つこと。鉄道輸送の手段である列車の運転は、安全性の確立の条件のもとに成り立つものであり、安全の保証のない列車の運転はあり得ない。運転の安全は施設・車両がともに列車の安全運転が保証される状態に保持されている前提において、また列車の運転取扱においてはその列車自体の安全を保つとともに、他の列車または他の車両との間に相互に支障しないように取扱われることによって保証される。このように列車の運転の安全の保証に関するものはすべて**運転保安**に関するものである。(三和達忠)

うんでんぼうこうてこ 運転方向てこ (英) traffic lever 単線の自動閉塞(へいそく)式を施行する区間で列車の運転方向(優先順位)を定めるため、対向列車に対する1閉塞区間の両端停車場に各1個ずつ一対として設備されるもので、両停車場において協同して取扱い、このてこを列車を出発させる方向に取扱った停車場だけが、出発信号機に進行を指示する信号を現示することができるようにしたものである。

運動閉塞式を施行する区間に使用される閉塞てこもこれと同一の目的と作用を持ち、てこ自体の仕様書上の名称は**運転方向てこ**である。

1 機 能 このてこは電気関係を持つすべての運動装置に用いられ、その形状は種々であるが機能はほとんど同一である。

(1) 一方の方向てこが列車を到着させる位置にないときには、他方の方向てこは取扱えない。

(2) Aの方向てこを列車を到着させる位置に取扱い、Bの方向てこを列車を出発させる位置に取扱ったのは、Aの方向てこはその位置に鎖錠される。この場合Bにおいては出発信号機に進行を指示する信号を現示することができるが、Aにおいては出発信号のてこは定位に鎖錠される。

(3) 列車または車両が両停車場間にある間はいずれの方向てこもその位置に鎖錠される。

2 構 造 ハンドル・鎖錠部・接点部に大別されるが、以下は電気連動機・電気機電気リバーおよび卓上リバーの運転方向てこについてのべる。なおこのてこには甲・乙2種あって、甲はてこ定位で列車を到着させるもの、乙はてこ定位で列車を出発させるものをいう。

(1) ハンドル 前後または左右に60°回転するが、てこ止等のつぎの各位置によって、鎖錠部または接点部と関係づけられる。

N(定位)・X(定位鎖錠点 ただし甲に限る)・C(中央)・Y(反位鎖錠点 ただし乙に限る)・R(反位)。

(2) 鎖 錠 部 鎖錠電磁石・鎖錠子および鎖錠片より成り、ハンドルをX・CまたはY点においたとき、条件が満足した場合だけ鎖錠電磁石が動作して、鎖錠片の突起から鎖錠子をはずし、ハンドルを所要の位置におさめることができる。

(3) 接 点 部 ハンドルによって回転するローラに接触環を取付け、固定の接触片間において電気回路を開閉する。

(4) 表 示 灯 てこの前面にあって、解錠と閉そくの方向を灯によって表示する。(尾松広一)

うんでんようせきたん 運転用石炭 蒸気機関車の運転に直接使用する石炭をいい、これに点火・保火用を含ませた場合、またときには機関区内で使用する修繕給水用その他に使用するものをも含めて指すこともある。運転用石炭は実数量のほかに換算数量が計上されている。これは大量に消費される雑多な石